

【 医学管理等 】

872 小児運動器疾患指導管理料（足関節捻挫）の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

足関節捻挫に対するB001「28」小児運動器疾患指導管理料の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

B001「28」小児運動器疾患指導管理料の対象患者については、厚生労働省通知※に以下のとおり示されており、単なる外傷性疾患で変形を伴わないものは、同通知のアの「外傷後の四肢変形」にも該当しないと考えられる。

以上のことから、足関節捻挫に対するB001「28」小児運動器疾患指導管理料の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

（2）対象患者は、以下のいずれかに該当する20歳未満の患者とする。

- ア 先天性股関節脱臼、斜頸、内反足、ペルテス病、脳性麻痺、脚長不等、四肢の先天奇形、良性骨軟部腫瘍による四肢変形、外傷後の四肢変形、二分脊椎、脊髄係留症候群又は側弯症を有する患者
- イ 装具を使用する患者
- ウ 医師が継続的なリハビリテーションが必要と判断する状態の患者
- エ その他、手術適応の評価等、成長に応じた適切な治療法の選択のために、継続的な診療が必要な患者